

学校いじめ防止基本方針

北海道寿都高等学校

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴行行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな問題である。そこで、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向けた日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットやSNSを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こりうる」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの内容

いじめの内容としては、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間外れ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(4) いじめの構造と要因

①いじめの構造

いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。

②いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意する。

- ・いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じうる。
- ・いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあ

り、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こりうる。

- ・いじめの衝動を発生させる要因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こる。

- ・いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取り組みが十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こりうる。

(5) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに関する行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

2 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①いじめにより、生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品を奪い取られた場合

②いじめにより、生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合

- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 重大事態時の報告・調査への協力

学校が重大事態と判断した場合、北海道教育委員会に速やかに報告するとともに、北海道教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) いじめ防止委員会について

① 構成員について

いじめ防止委員会については、校長・教頭・生徒指導部長・各学年主任・養護教諭・スクールカウンセラーで構成する。

② 役割について

いじめ防止委員会の役割としては、次のとおりとする。

- ・学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ・年間指導計画の作成
- ・校内研修の企画・立案
- ・調査結果や報告等の情報の収集・整理・分析
- ・いじめが疑われる案件の事実確認・判断
- ・配慮を必要とする生徒への支援方針の決定・実行

(2) いじめ対策委員会について

いじめ対策委員会については、校長・教頭・生徒指導部長・当該学年主任・養護教諭・関係教諭（学年の教員や当該部活動顧問等）・スクールカウンセラーで構成する。

(3) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制については、9ページの別紙1に記載のとおりとする。

(4) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組みについては、10ページの別紙2に記載のとおりとする。

4 いじめの予防（未然防止）

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取り組みが求められる。学校においては教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団作り
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人ひとりに配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・学級担任による面談の定期的な実施（5月・7月・9月）
- ・希望者に対して、スクールカウンセラーとのカウンセリングの実施（年間5回）

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚を目的とした講演会等の開催
- (5) 情報教育の充実
 - ・科目「情報Ⅰ」におけるモラル教育の実施
- (6) 生徒会等による生徒自らの活動・取り組み
 - ・ポスター「いじめは絶対に許されない6つのルール」の作成・掲示
- (7) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法や北海道いじめ防止基本方針等の周知
 - ・学校公開の実施
 - ・専門家や警察による携帯電話安全教室の実施

5 いじめの早期発見

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認を行う。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

①いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場 面	サ イ ン
登 校 時 朝のSHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 <input type="checkbox"/> 教員と視線が合わず、うつむいている。 <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れる。 <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授 業 中	<input type="checkbox"/> 保健室やトイレに行くようになる。 <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つようになる。 <input type="checkbox"/> 机の周りが散乱している。 <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に座っている。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに汚れがある。 <input type="checkbox"/> 突然、個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/> 昼食を自分の座席で食べない。 <input type="checkbox"/> 用事のない場所にいることが多い。 <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが、表情がさえない。 <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたりしている。 <input type="checkbox"/> 一人で清掃したり、休み時間に一人で過ごすことが多い。 <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。あるいは、用事もないのに学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされている。

	<input type="checkbox"/> 部活動の準備や片付けを一人でしている。 <input type="checkbox"/> 部活動の話題を避けたり、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。
--	---

②いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気づいたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする。 <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

(3) 教室・家庭でのサイン

①教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえてくる。 <input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 <input type="checkbox"/> 何か起こると、特定の生徒の名前が出る。 <input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い。 <input type="checkbox"/> 壁等にいたずらや落書きがある。 <input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

②家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。次のようなサインが見られたら、学校との連携が図れるように保護者に伝えておくことが大切である。

サ イ ン
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる。 <input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 <input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 <input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 <input type="checkbox"/> 受信したメールやSNSをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 <input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがあつたりする。 <input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる。 <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 <input type="checkbox"/> いつもより帰宅時間が遅くなる。 <input type="checkbox"/> 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールやSNSを気にする。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 <input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 食欲不振や不眠を訴えたり、ため息をつくが多くなる。

- 疲れた表情をしている。ぼんやりしている。ふさぎ込んでいる。
- 学習時間が減る。
- 成績が下がる。
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
- 自転車がよくパンクする。
- 家庭の金銭や品物がなくなったり、買い与えた覚えのない品物を持っている。
- 高額の金銭を欲しがる。

(4) 相談体制の整備

- ・相談窓口の設置・周知
- ・学級担任による面談の定期的な実施（5月・7月・9月）
- ・希望者に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施（年間5回）

(5) 定期的な調査の実施

- ・いじめについてのアンケートの実施（6月・10月）
- ・ネットパトロールの実施

(6) 情報の共有

- ・報告経路の明示・報告の徹底
- ・職員会議等での情報共有
- ・要配慮生徒の実態把握
- ・進級時の引き継ぎ

(7) 校内研修の実施

- ・生徒の様子から軽微な段階でいじめに気づくことができるよう、教職員の対応力向上を目的とした校内研修の実施

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、ともに考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係を作る。

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気づかせる。

- ・今後の生き方を考えさせる。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしていたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成することが大切である。

- ・自分自身の問題として捉えさせる。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自己有用感が実感できる集団作りに努める。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(3) 保護者への対応

①いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは、複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して、本気になって精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

②いじている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある。
- ・生徒や保護者の心情に配慮する。
- ・行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・何か気づいたことがあれば、報告してもらう。

③保護者同士が対立する場合など

教員が間に入って、関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・教育委員会や関係機関と連携し、解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応を行うことが重要である。

①教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

②警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③福祉関係との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、

- ・特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板、SNS等に送信する
- ・特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする
- ・掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載する

などがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

- ・教科「情報Ⅰ」における情報モラル教育の充実

③ネット社会についての講話の実施

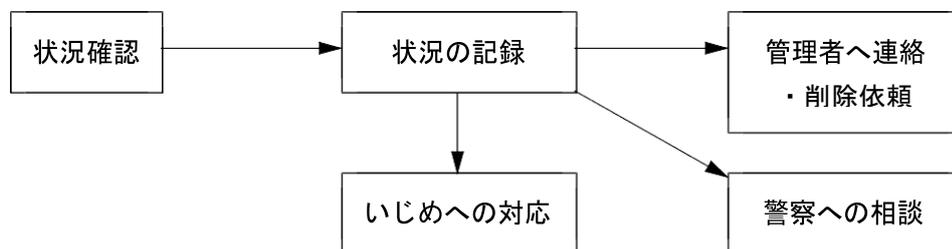
(3) ネットいじめへの対処

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

②不当な書き込みへの対処

不当な書き込みがあった場合の対処フローは、次のとおりとする。



8 学校いじめ基本方針の周知・点検について

(1) 学校いじめ基本方針については学校ホームページに掲載し、生徒や保護者、地域住民から容易に確認できるようにする。

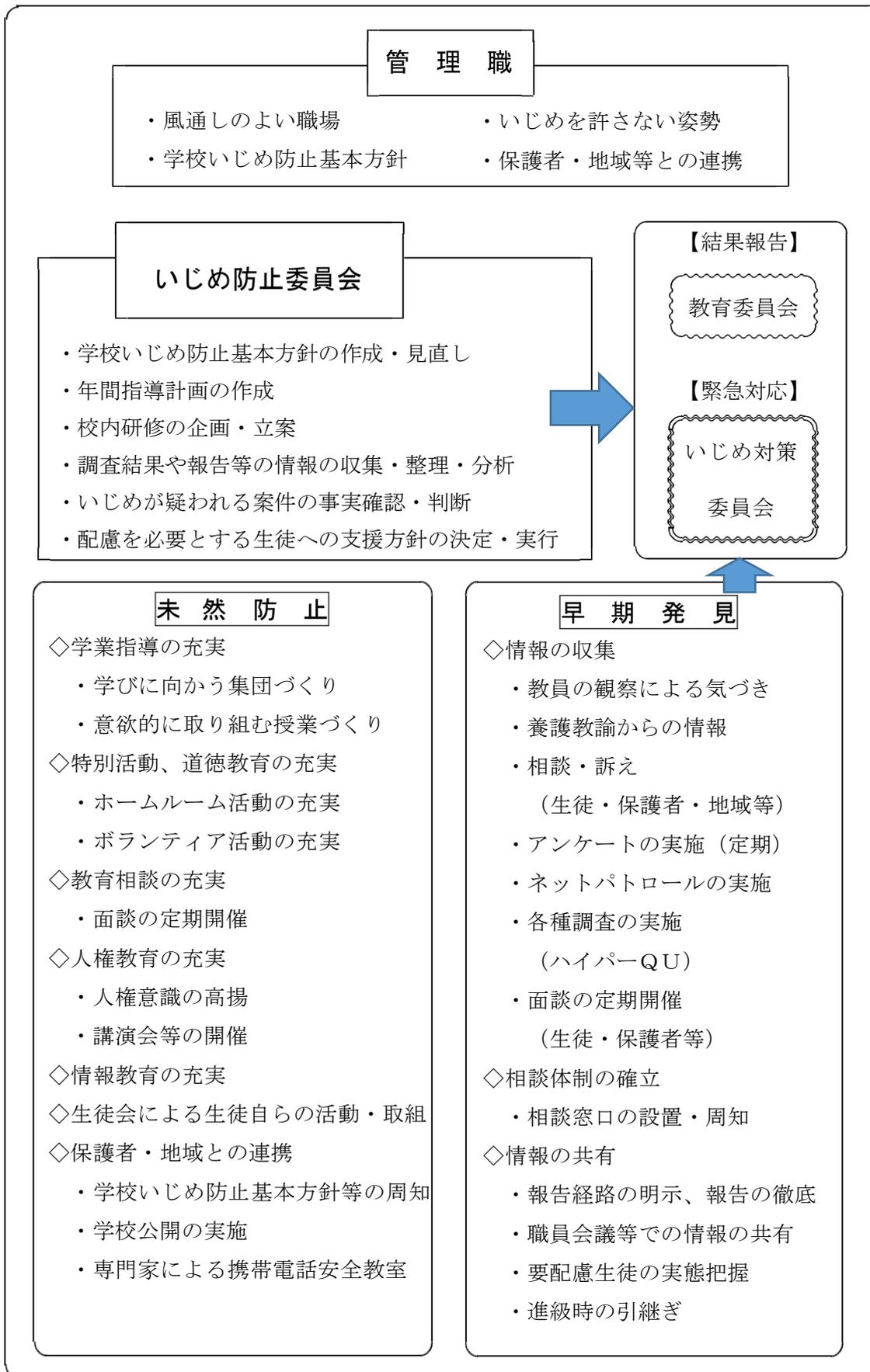
(2) いじめ防止基本方針が、実情に応じた実効性のある内容になっているか、絶えず検証し、改善を図っていく。そのための点検・見直しの方法については、次の手順で行う。

①毎年4月に、いじめ防止委員会の構成員による点検作業を行う。この場で内容について点検し、必要に応じて改訂を行う。

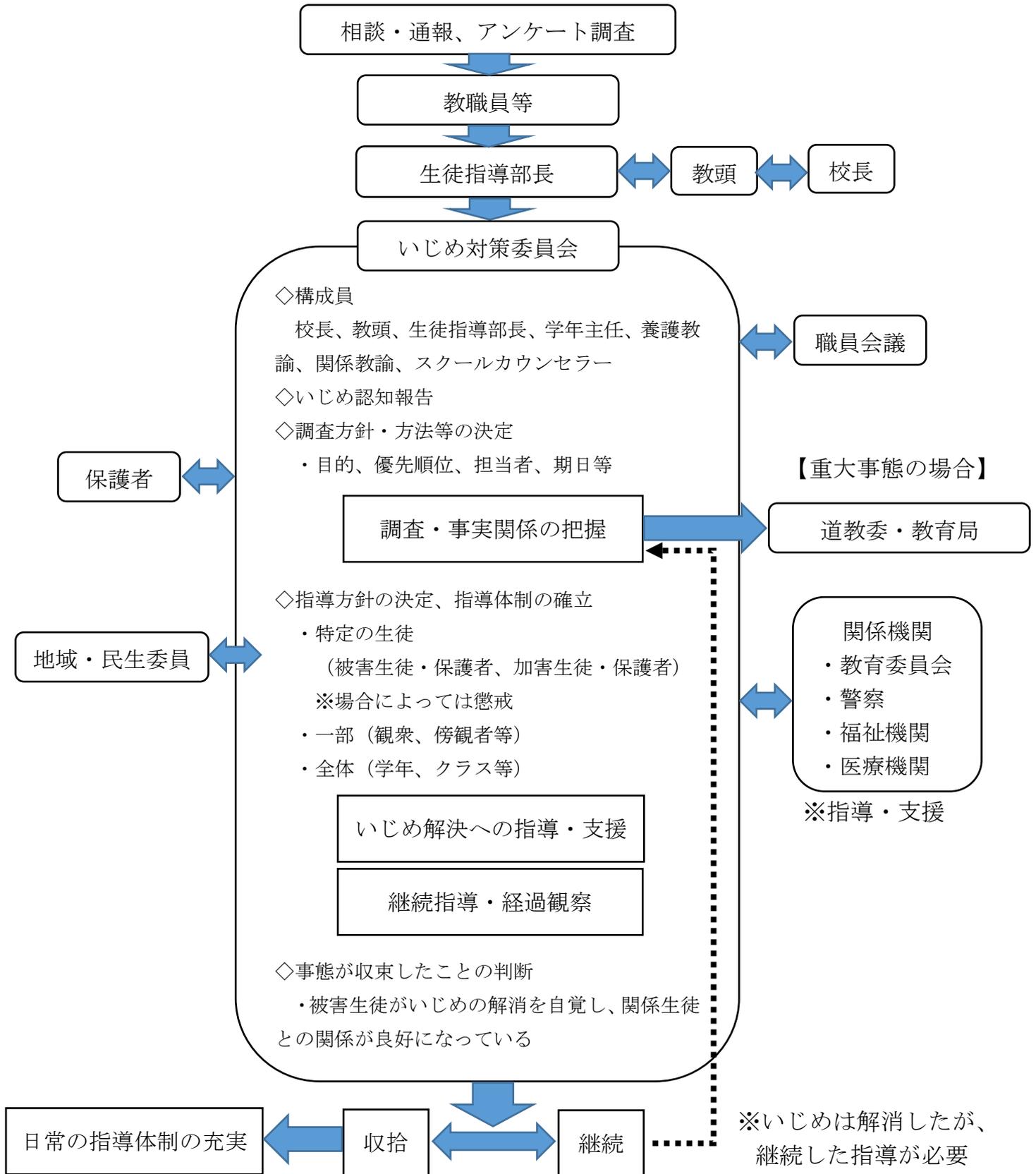
②地域住民や保護者の意見を取り入れるため、PTA総会や学校運営協議会など協議の場を設ける。

③いじめについてのアンケートを実施する際、生徒の意見を取り入れるための回答欄を設ける。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



いじめの防止等のための年間計画

学校教育活動全体を通じて多様な取組を体系的・計画的に行うために、年間計画を以下の通り定める。

期	月	いじめ防止・早期発見のための取組	担当分掌等
前期	4月	<ul style="list-style-type: none"> 学校いじめ防止基本方針の確認（年度始職員会議時） 学校いじめ防止基本方針の保護者や地域への公開と周知 道徳教育の全体計画の作成 ホームルーム指導計画の作成 個人面談（各学年）の実施 授業参観および保護者懇談会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 委員会 委員会 教務部 教務部 各HR担任 教務部、各HR担任
	5月	<ul style="list-style-type: none"> hyper-QU 検査の実施 全校ボランティアの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部 ボランティア推進委員会
	6月	<ul style="list-style-type: none"> いじめに関するアンケート調査①の実施 教育相談の実施 公開授業の実施 授業評価アンケート①の実施 全校ボランティアの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部 生徒指導部 教務部 教務部 ボランティア推進委員会
	7月	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談（各学年）の実施 教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 各HR担任 生徒指導部
	8月	<ul style="list-style-type: none"> いじめに関する校内研修会 全校ボランティアの実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部、委員会 ボランティア推進委員会
	9月	<ul style="list-style-type: none"> hyper-QU 検査の実施（1・2年生） 思春期教室の実施（1年生） 教育相談の実施 前期の取組の反省と後期の取組の検討（中間反省会議） 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部 生徒指導部 生徒指導部 委員会
後期	10月	<ul style="list-style-type: none"> いじめに関するアンケート調査②の実施 教育相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部 生徒指導部
	11月	<ul style="list-style-type: none"> 授業評価アンケート②の実施 思春期教室の実施（2年生） 	<ul style="list-style-type: none"> 教務部 生徒指導部
	12月	<ul style="list-style-type: none"> いじめに関する校内研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部
	1月	<ul style="list-style-type: none"> 個人面談（各学年）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 各HR担任
	2月	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価に関わる外部アンケートの実施（保護者、関係者対象） 	<ul style="list-style-type: none"> 委員会
	3月	<ul style="list-style-type: none"> 年間の取組の反省と来年度の計画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 委員会
定期的な取組		<ul style="list-style-type: none"> ネットパトロールの実施（原則として月1回実施） 校内巡視の実施 地域との交流活動の実施（ボランティア活動を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導部 生徒指導部 生徒指導部、ボランティア推進委員会

令和5年 9月 28日 改正

令和5年 12月 28日 改正